

第四十八回 参議院 通信委員会 會議録 第九号

昭和四十年三月十八日(木曜日)
午前十時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 占部 秀男君
理事 鈴木 恭一君
安井 謙君
横川 正市君

委員 植竹 春彦君
古池 信三君
郡 祐一君
白井 勇君
寺尾 豊君
野田 俊作君
鈴木 強君
光村 基助君
辻 武寿君

政府委員 郵政大臣 徳安 實藏君
郵政事務次官 服部 安司君
郵政大臣官房長 浅野 賢澄君
郵政省貯金局長 武田 功君

事務局側 常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

本日の會議に付した案件

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(占部秀男君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

前同に続いて質疑を行ないます。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○横川正市君 両案の審査に入るわけでありすが、その中で、きょう大臣の出席時間がわずかです。大臣に二つだけ最初に質問をいたしたいと思ひます。

その一つは、佐藤内閣の成立をいたしましたときの重点施策として、たとえば労働省あたりが音頭とりをするのじゃないかと思うのでありますけれども、労働者に財産を持たせる政策、これは土地とか家屋とかいうものを、これを持たせたいことを一つの目的として、政治の方向が定められる、そういう重点施策を打ち出したわけでありますけれども、これとこの郵政省の、いわゆる貯蓄業務を担当する非常に幅広い窓口を持つてゐる郵政省としては、それに対処して、具体的に何らかの方策がすでに出発をしておるものなのか、それとも、将来そういつたことを目標に置いて、具体的な問題としてこれを方針の中に明らかにしながら、具体策を現在くふうしている中途なのか、この点、どういふふうに貯蓄業務を担当している郵政省として考えておられるのか、まず、それを第一点お聞きをいたしたいと思ひます。

○郵政大臣(徳安實藏君) ただいまの御質問、まことにごもっともでございます。佐藤内閣誕生以来、住宅、生活環境整備等、あるいは中小企業等に対して、極力それに主眼を置いて政治を行なうといふことを声明しているわけでございます。郵政省といはしましては、今年は、あまり皆さんからよくとれたとは言われなけれども、それ

が、住宅関係でございますとか、あるいは生活環境整備等に対する、あるいはまた、業務関係に対する環境の整備とか、そういうものにつきては、従来よりかは多少重点的に考えておるわけでございますが、何しろ、そういう大きな目標は立てておりましたが、予算も骨格が大体進んでおるような状態でございまして、思う存分、こうした政策に対する重点的な資金面の調達があるいはできなかったかと思ひます。少なくとも来年度には十分そうした問題が行なわれると思ひますが、郵政省としましては、そういう線に沿ひまして、今年度予算には、やはりほかのほうより少しずつ多く重点的に要求いたしまして、予算化されておるわけでございまして、その内訳等につきては、政府委員のほうから御説明申し上げたいと思ひますが、そういう線に乗ってやりつたといふことは、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。

数字的のこゝ等につきては、政府委員から御説明申し上げたいと思ひます。

○横川正市君 政策問題ですから、数字でお伺ひしようとは思ひませんのであります。私は、こゝういふふうにご考慮のわけなんです。たとえばいま郵便貯金とか、あるいは、それに類するところのいろいろな窓口業務というものは、銀行とか、農協とか、漁協とか社内貯金とか、いろいろなかゝうで蓄積をされてゐるわけで、それはそれなりに一つの目的を持って運営されてゐるんだと、こゝういふふうにお考えのわけでありまして、しかし、郵政省のこの貯蓄業務というものは、そういう区分をしてみることは、それは貯蓄の性格上からいふとおかしなこともわかりませんが、私は、おのづとそ

の性格は郵便局の貯金と、それから、その他の貯金というのは、その内容と性格において分かれる

んじゃないかと思つてゐるわけです。というのは、言つてみますと、運用を持つておらない関係もありまして、極端に事業経営といふことだけが中心になつて、営利を目的としたしておらない、そういう特殊な性格を持った貯金を運営をいたしておるわけですね。ですから、政府はもし労働者に財産を持たせるのだといふような方法が出たときには、それは協同組合でもいいし、銀行預金でもいいしといふようななかゝうにはないかなくて、郵政省自体がそこに本腰を入れて施策の遂行を行なつていくといふ、いわば不可分の関係を持つ必要があるのじゃないだらうか。そういう点で、確かに、利殖をして還元をする、こゝういふ方式で貯蓄意欲をかき立てていくという民間のそれだけの企業そのものにも、私は目的があると思ひますけれども、しかし、それとは別個に、國が非常に大きな目的を持つて、そして財産を持たせようとする場合には、これはやはりそれはそれなりに、営利とは離れて、労働者に対しての利益享受といふことが、政策上あつていいんじゃないか、こゝういふふうには思つてゐるわけでありまして、

そこで、一つの具体的な施策が発表されたら、その裏づけとして、どこがどう担当してそれを実現していくか、そういう政策の具体化の場合に、この方針に関しては、郵政省が最も適任、適当な担当者としての性格を持つてゐるのじゃないか、さう思ふもので、この点について、たとえば貯蓄の月報を見ますと、土地、家屋の買入れ、あるいは修理その他で、年次的に見ますと、全体の貯蓄の割合以上が貯蓄されておるわけでありまして、その割合以上の貯蓄が、これがまあ割合からすればもっと増強されてくるし、それから、その窓口は郵政省がほとんど担当するといふふうに、實際上の業務取り扱いとして、私はあるべきではないかと、こゝういふふうには思つてゐるわけ

その点から大臣にお伺いをいたしておるわなんです。

○国務大臣(徳安實藏君) 私の答弁がはたして御質問に当たるかどうかからぬと思いますが、もし当たりますでしたら、重ねて御質問いただきたいと思いますが、労働関係はもろに御承知のように、各省にもまたがっておりますから、これは労働省が担当して、そうして施策を考えながら私どもも協力することになっておるわけでございます。

貯金等につきましても、財政投融資の大きな原資になっておるわけでございます。その配分につきましては、これまで労働関係につきましてもは労働省が強い発言を持っておりますし、また、この配分に対する重点的な施策につきましては、政府の方針によってそれぞれ配分せられておりますので、今年も住宅とか、あるいは生活環境整備とかというふうなものに對しましては、重点的に配分をするという方針でできておりますことは御承知のとおりで、予算面にもあらわれておるとおりでございます。

ただ、郵政省が担当する面におきましてはどうかというところでございますが、郵政省は極力原資を集めることに努力をいたしておりますが、その努力した原資が、ただ他方面だけに使われて、郵政省関係等に還元できないという点につきましては、国全体の大きなワタの中で操作されるものでありますから、隔靴掻痒の感がございますけれども、しかし、それにいたしまして、やはり郵政省は郵政省なりに、そうした面に沿って予算の獲得には、大蔵省にも、重大な関心を持ちながら折衝いたしまして、平生よりか、あるいは半年より少しづつ多くもらって、そうして、そうした施策の遂行に努力していることでもあります。

先ほどお話しになりましたように、この郵便貯金は、一般の商業的にけいな預金、貯金とは異なりまして、非常に高い次元における性格を持っておりまして、そうしただけに、郵政省が取り扱いま

しても、郵政省が即、預金の利益をこうむるといふことも困難な面もございまして、しかし、働き出す郵政省の努力というものは無にもできないわけでありまして、小さくしましては、郵政省の労働関係につきましても、その資金の割当て等につきましては、十二分の配慮を大蔵省に要請しておる。大蔵省もこれに對しては、ある程度誠意を持ってこたえてくれると、かように考へておるわけでございます。その他、言い落とした点もございましたら、御質問いただきたいと思ひます。

○横川正市君 これはまあ郵政大臣は、資金運用部の運用に對しては、大蔵大臣とともに発言力を持つておるわけですから、私は、国の一つの施策に基いて金を集められる、そういう性格のもので、金利というものはそれほど高いものでなく、いいのだということだけで事業というのが一貫してはいけないうような点を最近強く感じておるわけなんです。ことに労働者、いわゆる零細な貯蓄をしてくれる人の目的というのは、いろいろの目的がありますけれども、いずれもこれは非常に重要な目的を持って貯金をしているものなんです。ですから、そういう目的を持った貯蓄のうち、今度は一つの方針として財産を持たせるといふ、そういう方針が出されたわけでありまして、金運用については、できれば、私は、他の貯蓄関係よりかは有利で、しかも、非常に目的に就いて参加をさせるような、そういう仕組みというものを考へ出して、それが郵便局の貯蓄のうちの一つの業務として行なわれるというふうな具体性というふうなものを考へてきたらどうか。たとえば、まあ土地、家屋その他の貯蓄目標というものがもつた場合には、いまの金利のうちは考えられる金利よりかは有利な金利操作をするとか、何かそういう具体性がなければ、方針というものは出されても、なかなか財産を持たせるといふことで多くの人たちが、これは強制じゃありませんから、任意で参加をするといふことはむずかしいの

じゃないかというふうに思ひます。そういうことで、たとえば安い土地を、国有地を開放して、それで、それを労働者に分譲するんだというふうな、そういう方法はまあ他の官庁がやると思ひます。しかし、郵便局のやるのは、やはり何年か、五年なり七年なり十年なり貯蓄をしてもらつて、勤続年数とあわせて、たとえば退職時については、退職金はまあ老後の生活安定のために使つて、それまでには家と土地とはつくられておるのだというふうなかつこうでの長期のいわゆる預金の種類というものがあつていいだろう。そういう場合には、それについてだけは特別に取り扱いとして有利な取り扱いをするというふうな方法がとられてしかるべきじゃないか。これは一つの目的として私は考へるので、そのほかいろいろあると思うのですが、そのいろいろある問題について、政府がこういう方針、施策を発表したのだから、その一端をになう郵政省としては、一体具体的にお聞きをいたしているわけなんです。いま、こゝうやうやっている、ああやうにしていることになしに、将来に向かつてどういう考へ方を持とうとされておるか、検討されているなら、その内容を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(徳安實藏君) 最近、各金融機関とも、いろいろ新しい預金の種類と申しますか、新しいもの、新規なものも考へまして、それに先づいて先づ持たせながら貯金をさせるといふような制度も方々でやつておるわけでもあります。そこで、郵政省でも、競争するわけではございませぬけれども、いまお話しのような点もございませぬので、そうした新しい種類のものを考へたらどうかというところで研究いたしておりますし、かつては大蔵省にもそうした問題につきましても折衝したやうでございまして、とうとう本年度のこの法案は予算には間に合いませんので、いま課題にして残しております。しかし、いまお話しのような各金融機関とも、そういうことをどんどんやつておるわけでありまして、ただ、性格は一

般の金融機関とは違ひますけれども、いまお話しのように、老後の楽しみを持たせるためにも、土地と家というふうなことが、職員等に、あるいは、それに関連する諸君等が夢をこめておるような新しい種類の貯金を創始したらどうかというふうな考へ方もございまして、研究はいたしておりますが、とうとう本年度の予算等には間に合なかつたといふことであります。今後の課題として十二分に研究させていただきますと思ひます。

○横川正市君 次の問題で、これは予算委員会でも問題になって大臣から答弁をいたしておるはずなんですけれども、日韓会談の交渉の推移というのを、私も、いろいろ報道機関等の報道等を参酌しながら、議会答弁等とあわせて判断をいたしますと、何か非常に妥協が近いような気がしますが、そういう状態の中にあつても、なおかつ、韓国におけるところの郵便貯金の取り扱いについて、一体これはどういふふうな最終とりきめというものが行なわれるのか。こゝういふ点について、非常に関心があつて深く深くおぼろげな感じが、いまもって郵政の場合には、たとえば琉球との関係とか、台湾、それから南洋群島、樺太、千島、そういった旧日本領土であつた地域におけるところの、国を相手にして債務行為を行なつた貯金のその取り扱いについては、依然としてこれはそのまんまの形に放任をされておるのじゃないか。そんな点を含めて、これを一体、妥協の時期を目前にして、どういふ状態なら妥協をするのか、どういふ始末をするのか、この方針だけ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(徳安實藏君) 韓国との郵便貯金に対する請求権の問題であります。これは二億、三億の全体のものが解決いたしますれば、その中に含まれておるやうでございまして、それさえ話がつきますれば、それに対する請求権というものは消滅するといふ原則で話し合いが進んでおるやうでございまして、その内容につきましては、これは外務省からでないと、私もでかつてに言うわけ

にまいりませんが、いまそれを含めた交渉をやっているということございまして、それがとおよそ話し合いがついているやに仄聞をいたしております。

沖縄のことでございますが、沖縄は、私もかつて総理府におりましたときから早く解決したいと思つて努力いたしましたし、また、こちらに来ましてからも、しばしば機会あるごとに連絡をとつておりますが、何しろ一円、一ドルのおずかな要求が出ておまして、しかも、当初におきましては、私が総理府におりましたときにも、何か委任状を集めて、そして、その人々の一つの代表権を持った交渉というふうなものもあつたようでございますけれども、その後だんだんにそういうものも、どこにその委任状が参りましたか、はたしていまこちらのほうに証拠として持つておりますのが全部委任状となつてゐるか、これも不明であり、あるいは合会等を向こうの政府に話をして求めようとしても、何しろ金額が少ないうので、それから、集まつてくる人が、そんな金もあつただけじゃ、往復の旅費までもないというふうな金額が大部分で、集まつてもこない。相談のしかたもない。結局、政府のあつせんによつて、向こうの一人一人と話を付けて委任状もとるとか、あるいはまたその金額で、多少見舞い金等をつけて話し合ひをつけてその預金帳を解消するとか何かという話もちよちよちあるんですが、なかなか琉球政府でも、そうした面で、私どもがちょっとやれそうもないという話でございますし、私のほうで職員を出して、一軒々々歩かせるといふわけにもいきませず、始終、高等弁務官を介して話をしたり、民政官が来たときも話をして、そして妥結の道がないかということと相談してゐるのですけれども、非常にこれは困難な問題でありまして、まだ見通しがつきません。私は非常に残念だと思つて、ただ、これが何かの形で統合されて、一つの権利みたいなにはつきりできておりますれば、まあ一円のものを一円にかりに払ひましても、それでは気の毒ですから、見舞い金とか、そういう

形で寄付をするとか、あるいは援助資金によつて琉球政府に便をはかるとか何かという方法もあるわけですが、けれども、何しろ、たくさんの方の意思というものが不明のままでは転々としておられる、こういうふうな関係。それから、なくなられた方もありまして、じゃあ、こういう方々の時効はどうかといへば、沖縄では時効がいまだ適用できぬやうです、いろいろ困難な問題が伴ひまして、誠心誠意やつておりますが、沖縄の問題はまだ解決の糸口がついておりませんのは、まことに残念でございます。

そのほかの地域につきましては、私はあまり詳しく存じませんので、政府委員のほうから御説明を申し上げたいと思つております。

○政府委員(武田功君) その他、台湾、南洋群島、関東州、樺太、千島といったところの地域の問題も残つております。これはいづれも、たとえば台湾につきましても、日華平和条約に基づきますところの特別取りきめをしなければならぬといふことになつておまして、この特別取りきめがまだできておりませんので、そのままでございす。

また、南洋群島、関東州というのは、いづれも特別取りきめをした上でこの問題が解決される、こういうふうな事情でございます。

○横川正市君 私はこれは、当面交渉に当たつておる側と郵政省との間に意思の疎通というものがあつて、そして、その相手側が請求権行使をして、それで納得したことは、国のことですから、外務省と郵政省との間には特段の意見の相違はない、こういうふうには判断いたしますけれども、郵政自体として、一体、この取り扱ひ業務をしてきた側の考え方はどうなのか。ことに交渉ですから、韓国との妥結は、それをそのまま樺太と千島に持つていつて、同じ条件で妥結をするといふことではないわけですね。何らかの条件の中に違いがあつても、それはまあ妥結したんだからそれでいいんだということになるものなのか。まあ言つてみますと、今度の、私ども感じからすれば、韓国との妥結条件というものは非常にゆるい。まあいわば譲歩に譲歩した妥結条件であつて、その妥結条件でもつて、それじゃ、他のところでも同じような妥結条件を出せるのかどうか、この点になると、いろいろ諸条件が違つておりますから、私も、どういふ結論を出すか判断がつかぬまですけれども、しかし、やはり郵政としては、一つの貫したものを持つて、それがいづれの国との場合の交渉であつても、同じ結果であるべきはずだと思つておられます。そんな点で窓口になつておる外務省、あるいは特命を受けた方々と郵政省との間で、そういう話し合ひについては、どう話されて、しかも、どういふ方針をとつていこうとされてゐるのか、これは全体の関係もありませんから、簡単にいいですから、お答えいただきたいと思つております。

○国務大臣(徳安實藏君) これは国と国との交渉でございますから、その交渉の妥結の方針等は、これはもちろん日本政府のやつてゐることでありまして、その方針が二通りに出ることではないと思つておられますが、しかし、話し合ひできぬことではございすから、一方のほうはふくめるが、一方のほうは引つ込む場合もありましようし、両方が納得がいつて話し合ひができるのです。ただ、郵政省としては、どれだけの請求をされる権利が向こうにあるか、預金はどのくらいありますといふような資料は十分提供いたしましたし、それを資料にして、外務省が国の交渉として折衝してゐるわけでございます。その中において話がつきました後に、その国が今度は預金をしておつた者に同等の取り扱ひをいたしますかどうか、これはちょっと私もはかりかねますけれども、しかし、郵政省としては別に、どの国にはたくさんあげる。あるいは、どの国には少ないという考え方は持つておられません。資料は資料として、できるだけ正確なものを出しまして、その裏の基礎の上に立つて、外務省は、こればかりではございません、ほかのほうにもたくさん請求権がございすから、そういうものと一緒になら、先方との数字と

合わせながら妥結するだらうと思つております。私のほうで別に、国柄によつて請求される金額を甲乙いたしましたり、あるいは作爲的なことを言う考え方はございせん。正直なものを提供するだけでございます。

○横川正市君 そこで、これは交渉の経過から、結果としての報告ならば、おそろくこれはもらえるだらうと思つておられますけれども、交渉中といふことで明確にされておらない数字の問題なんですが、一体、請求権ありとして相手側はこの問題についてどれだけの請求をされてゐるのか。それから日本側では、これは資料その他確実なものがそろわぬまでも、ある程度確実な予想に基づいて、一体、どのくらいの金額といふものがあつたのか。その点の数字のつき合わせについては、これはいまここで発表できますか。

○政府委員(武田功君) 先刻の大臣の答へにもございまして、目下交渉中の事務でございすのと、また、私も外務省との間では、当時持つておりました程度の資料でもつて、いろいろと打ち合わせはいたしておりますけれども、現在まだ交渉が妥結していません段階でございすので、その数字はお答えすることをお許しいただきたいと思つております。

○横川正市君 いずれにしても、これらの問題は、他との関係もあることですから、妥結後に一番大きな問題になるのは、おそらく樺太とか千島とかの交渉が始まつたところに問題になるだらうと思つて、その点については、きょう具体的にされないことですから、要望をする以外には、私どもとしては、政府の考え方を聞く、そういうことはできない状態なので、それは残念でありますけれども、十分ひとつその点について配意をされた交渉をされるように、外務省との関係について、その点十分打ち合わせを交へて交渉されるように、強くこれは要望いたしておきたいと思つております。

○委員長(占部秀男君) 大臣、いいですか。

○横川正市君 大臣、十一時ですから、それじゃ衆議院に行つてください。

そこで、これは非常に月並みなものの聞き方な
んですが、貯金の今度の総額を百万円に引き上げ
るといふことの提案理由の説明だけでは、現状が百
万に上がったことによつてどういふふうな影響が
出てくるのか、あるいは、それはどういふ目的が
あるのかについて明確ではありませんので、もう
一度ひとつ制限額を引き上げる趣旨を説明して
いただきたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 現在の最高制限額の五十
万円は、昭和三十七年四月に三十万円から引き上
げられたのは、御承知のとおりであります。今度
引き上げます主たるところは、その後の国民所
得及び貯蓄保有額の伸びの状況などから見まし
て、この際引き上げていいのではないかと、たと
えば中央貯蓄委員会あたりでとつております統計
を見ますと、一般の方々の一つの貯蓄目標とい
うのが、百万円から百五十万円というところが一番
多い比率を占めていたといふようなこと、また、
現実に私どものほうの現場で働いております職員
のいろいろ声を聞きましても、かなり預金者の方
から、もっと引き上げたらどうかという御要望も
あるといふようなこと、また、他面、確かに年々財
投原資の需要がふえていふようなこと、そ
ういふ点を勘案いたしまして、一般の所得状況か
ら見て、百万円が一番適当ではなからうかと、ま
た同時に、先般委員会でも附帯決議をいたしてい
ておりますし、そういう趣旨を加味したわけでござ
います。

また、この百万円という基準は、いろいろと見方
はございますが、私どもは、一つの見方といたし
まして、昭和九年から十一年を基準といたしま
すところの当時の制限額二十万円を基準といたしま
すと、大体最近の物価指数から見ますと、倍率四百
十何倍といふところございまして、そういうふう
な換算をいたしますと、八、九十万円に相なり
ます。また、国民一人当たりの貯蓄の倍率を見
ますと、大体九百九十倍近くになっております。
これを換算いたしますと百九十万円ぐらい、それ
やこれやで百万円ではなからうかと、同時

に、これを引き上げることによりまして、一般の
貯蓄、国民の方々の貯蓄もふえると同時に、働く
職員から見ますと、非常に募集環境が好転する
といふことも考えまして提案いたした次第でござい
ます。

○横川正市君 現状の最高額から百万円に引き上
げることによつて、大体推定どの程度の額が増加
されるというふうなことを考えていますか。

○政府委員(武田功君) 私どもは、これによつて
募集環境が相当よくなりますので、相当伸びると
いふことを期待しておりますけれども、ただ、四
十年度の予算におきましては、初年度でもありま
すことと、また、予算の編成が昨年の夏になつて
おります関係で、四十年年度予算の中では、一応純
増として百億円増加という見込みで組んでおりま
す。

○横川正市君 これは、増加する額を具体的に勘
案しながら考えてみた場合に、たとえばこれは、
最近、税の自然増収といふようなものが期待どお
りに上がつていっておらない、そういう期待どお
りに上がつらない原因等について言つてみますと、
一つの事業経営等から、その計画の中にどうい
う要素があるかといふことでの検討をされたと思
うんですが、一体、最近の税の自然増収といふの
が上がつらない原因といふのはどこにあるのかにつ
いて検討して、その検討の結果、何らかの結論と
いふものは出ておりますか、どうですか。

○政府委員(武田功君) お尋ねの關係は、郵政省
は実は所管ではございませんので、ちょっと私ど
ものほうには、お尋ねのような趣旨の調査も資料
も持ち合わせがございません。

○横川正市君 私は、それはたとえば百万円にし
たら募集環境が非常によくなつて、そうして、
おそらくその目標に対して到達することが容易で
ある、こういう目の子勘定で実はこれをやられ
ることはどうかと思ふのです。いま貯蓄の一つの
目的としては、非常に個人的な意味での貯蓄目的
もありまされども、貯蓄をしてもらわなければ
ならぬという、いわゆる政策的な目的もあるわけ

です。両々相まって、それぞれお互いが得をす
るといふことで企業といふものは成り立つて
いっているのだと思ふ。そういう面からすると、
私は一面でこういうことが起こつてこないかと思
ふ。それは、自然増が減つていけば、それに伴つ
て、それじゃ財政計画その他が減少していか
うと、これはもう、一回策定されますと、パー
センテージにすれば一五%なりあるいは一七%と
いふのは当然ふえていくのであつて、そのふえて
いく財源といふのはどこに求めるかと言へば、
手つとり早い話が、いわゆる貯蓄に求めるとい
ふことになると思ふ。そこで、貯蓄に求めるとい
ふことになる、私は、期待額といふのは、単に額
を上上げたといふことだけで期待額が上がるのでは
なしに、そういういろいろな諸条件といふものを
分析しながら、それに対して事前に何らかの方策
といふものを立ててやる、そのことが、より容易
に募集する人たちの仕事ができよくなる、だ
から目的に到達する、こういうふうな相関關係が
あるんじゃないかと思ふ。そういうことから私が
心配するのは、自然増といふものが減つてい
うことは、これはいろいろの要素があると思
ふのです。それは納税能力の問題とか、収入の減少
の問題とか、いろいろの關係があつて減つてい
っているんだと思ふ。そういう時期に今度は最高額
をふやしたから貯蓄がふえると言われるが、こ
ういふことは、実は、貯蓄募集業務という面にお
いては、きつめて困難な一つの要因になつてい
るんじゃないか。こういう困難な要因になつてい
る問題について、これを当局は一体どういふふう
に判断をし、それに対して適切な処置を講ずるの
か、これが一つ。

それからもう一つは、何といつても財源の確保
は必要なので、ただ自然に目標を上げたからとい
ふことでふえるのを待つといふのではないに、や
はり財投その他に必要な財源については確保する
といふ、いわば積極的な姿勢といふものがやはり
必要になつてくるんだけれども、その積極的な姿
勢としては、これはどういう具体策があるのか、

これはやはり問題点としては出てくるんじゃない
か、その点を両者かみ合わせながら、片一方は、
募集がしやすくなるような環境を経営者である郵
政当局はとるべきであるし、片一方では、そう
いふことによつて一つの目的を持たされた増額とい
うことが、当然一つの責任として負わされるので
はないか、その責任をどう果たすか、この両面が
あるんじゃないかと思ふわけですが、その点につ
いて、当局ではどういふ具体策を持っております
か、どういふ判断をいたしておりますか。

○政府委員(武田功君) お尋ねの一つとして、税
収の減といふことと貯金との關係といふことが
あつたかと思ふのでございしますが、私どものほう
は、この郵便貯金の制限額引き上げによりまし
て、必ずしも税収減があるとは考えておりませ
ん。

それから第二の点の、財投原資の中におきまし
て郵便貯金等の目標額の設定のしかたというお尋
ねかと思ひます。四十年度をとりましますと、四十
年度の予算では、目標額を三千八百億円に設定し
てございまして、この設定にあたりましては、従来の
実績、たとえば三十九年度、昨年度あたりをとお
てみますと、純増実績額が三千八百億をこえてお
ります、そういうったような実績。それから財投原
資に対する需要の程度といふこと、それからま
た、募集能力といふようなこと、これらをいろいろ
と加味いたしまして、さらに、それに今回の制
限額引き上げといふ点も加味いたしまして、三千
八百億という目標額を設定したわけだと思ひま
す。さつきも申しましたように、大体昨年の夏ごろ
にきめましたので多少ズレはあるかと思ひます
が、私どももいたしましては、かりに百万円に制
限額を引き上げて募集環境をよくいたしましたと
いたしまして、やはり働く職員たちの無理をし
るわけにもいきませんし、そういうったような
こともあります。また同時に、この三月末の年度
末残高の見通しといふものを一応立てましてきめ
ましたので、ちょっと先ほど申しましたように、こ
の三月初め現在で、ちょうど三千八百億純増が

いつております。それから御想像いただけますように、この目標額は、財投の非常に多い需要の中に、かかる、非常に固く申しますか、固く見た額でございまして、したがって、先ほど御指摘のような御懸念はわりあいなく、来年度の募集にあたりまして、おそらく実績としては相当上回った結果が出るのではないかと、こういうふうな見通しのもとにやりましたのでございまして。

○横川正市君　まあ私はこういう点がちょっとやはり足りないような気がするの、既設の企業のいわば非常な順調さというのに甘えておいて、そうして何か新しい一つのものに飛びつくというわけじゃないけれども、常に企業全体の診断の中で前向きでものを、仕事をすると、その努力というのがあつていいのじゃないか。だから、一つの目標に向かって、ある金額の設定は、いまのところ達成の見込みがありまして、こう言われれば、なるほど、それで企業の現状としては、これは私は説明がつくと思うのです。百万円にそれじゃなげ上げるか、これは周囲の情勢その他がそういうふうになつてきているから上げるのだ、こういうふうな説明されるわけですね。そうすると、そのことは、より高い一つの目標というものに向かつて、一つは貯蓄目的、いわゆる個人の利益、一つは国の目的、すなわち財投その他への資金の需要に対すること、そういうかっこうで金額が上がってくるのだと思うのです。その上がつてくるということと同時に、今度は、それは自然の上がり方ではないに、やっぱり企業としてのこの経営の中から、あるいは具体的な募集業務に対するかっこうの中から、それを開拓していくという、そういう具体策というのが私はあつていいじゃないかと思うのですよ、考え方として。その点を、実は具体策は一体どういうふうな立てられておられますか、計画としてどう立てられておられますか、ということをお聞きしておるわけなんです。その点で、たとえば税収が、自然増収が少なくなつたから、それが財金に影響するということふうには考えられませんか、これはまあ、より

何といひますか、一般の人たちの貯蓄に対する非常に熱意といひますか、そういうたものだけが一つのよりどころであつて、具体策というものは、これは呼ぶ側の具体策というものはつておられないのじゃないか、こういうふうな私どもは判断をするわけですね。そういうことから、もっと積極的な一つの方針というのがあつていいのじゃないか。言つてみますと、たとえば銀行とか農協その他は、それぞれ経営していくのにはいろいろなく、ふや何かが加えられておられます。ところが、郵便の場合は、銀行利子に比べて低い。そういう状態に――普通預金の場合は、一応郵便貯金有利と申してはいますけれども、定期とか定期の場合には低い。そういう状態にあるから、なおその目的が達せられぬ。これは私は、やはり少しそういう状態にいつまでも甘えていいのかどうかという点もあるのですよ。やはり改善する必要があるのじゃないか。ことに零細な金ですから、そんな金に少しぐらいの利子がふえたからといって、別にたいした影響はない。利子でめしを食つたり、あるいは利子でどうこうという、そういうことではないに、あまり目的を持たされ過ぎていて、郵便貯金に対しては、もっとそういう零細な金を優遇する、金利等のことも考へていいのではないかと、そういうふうにも思ふわけですね。そういう何か具体策があつて、それで貯蓄高というものが増高されてくるというふうな私は思ふわけですね、これが形としては非常に望ましい形じゃないか。いまのように低利だけれども予定額はできていますよというところだけでは、どうも少し努力が足りないのじゃないかというふうな思ふわけですね、その点を当局、業務担当者としてどういうふうな将来考へていこうと思つておられるのか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(武田功君)　非常にむずかしいお尋ねでございまして、私も現在やっておりますことと、あるいは、いままでやっておりますことがお答えになるかどうか危惧するわけでございますが、確かに、仰せのように、預金者の利益を少しでも守っていくということが大事でございまして。そ

れで、郵便貯金は、御案内のように、やはりあまねく国民の各層の方に利用していただく、そうして元本を、利子を、国の責任において保証していくということが、その本来の使命でございまして。したがって、私もそういう意味合いから、広く国民の方に利用していただくというわけで、来年度の、たとえば貯蓄増強対策の方針をいたしまして、一つの大きな意味の、広い意味の国づくりという観点からこの貯蓄を進めていこう、そして国民の各層に健全な貯蓄というものを、おすすしめしようということで、たとえば地方公共団体等の協力も得て、そして広範な増強運動を展開するとか、また、少しでも利用の方の便宜をはかるためにということ、ささいではございますけれども、今回、改正の提案をいたしました中では、たとえば権利の消滅の中断事由を拡大すること、あるいはまた、小切手によるところの払い渡し、あるいはまた、証書によるところの、小切手その他の証券によるところの預入とかいうような道も少しでも広げて利便をはかるというふうなことも考へておるわけでございます。大体そういうことで、根本の考え方としては、できるだけ広い層に郵便貯金を利用していただくことによつて、だんだん貯蓄高もふえ、また、事業経営もよくなつていく、こう考へておるわけでございます。

○横川正市君　そうなりますと、私はもう少しやはり積極面が出てきていいんじゃないかというふうな思ふのは、いま言つたような金利の面の改善があつていいんじゃないか。

それからもう一つは、これはいづれ後に、一般の業務内容で具体的にお聞きをいたしたいというふうな思つていますが、考え方としては、最近の特定局の窓口業務の取り扱い量が、一体どういふふうな推移で運営されているか。この点なんか、実は、資料もほしいわけなんです。私は、当

てずっぽうでありますけれども、たとえば貯蓄の非常に利便機関としては必要だと思ふるような窓口は、だんだん窓口自体が非常に狭くなつてい

く、あるいは、部分的ではありますけれども、削減をしていく、そういう傾向が一つあつて、それからもう一つの面では、窓口の増強というものは、これは人件費もまかなわれないというふうな、非常に高い公共性だけを要求されて窓口が増強されていっている。これは公共性の面からいへば、非常にいいことだけれども、いわゆる経営の、いわゆる面からいへば、どうも年次ごとに少しそれは減つていっているのじゃないかという、そういう感じがするわけなんです。これは実際上の貯金局の数字ではどうなつていくか、調べていただきたいと思ふのですが、そういう点で、私どもは、これに対しても努力する必要があるのじゃないかという点を考へてもらいたい。

それからもう一つは、たとえば犯罪防止などの具体策というものが考へられていく。そうすると、犯罪防止というのは、取り扱ひ件数、金額について、相当の量とそれから相当の金額があるところではなければ、そういう犯罪防止のための機械化ということはむずかしい。しかし、実際に今度は犯罪の起こつていくのは一体どこかという、三人局とか、二人局とかいう、いわばもうそういう機械を備へつては採算に合わないような窓口までも、この機械を備へつていなければ、いま起こつていく犯罪を防止するようにはできないのじゃないかと思ふ。そういう窓口はたくさん大きな、しかも高額の犯罪が起こつていく。それに対してどういふ対策を立てるのか、言つてみますと、私はまあ現状ではやはり遺憾と思ふる点が非常にたくさんいまの業務内容の中にあるのじゃないだろうか。そういう内容についての打開策として、具体策を私は当然持つていいのじゃないか、こういうふうな思つていられるわけなんです。そういう面から、いまのたとえば犯罪なんかの面でこれを防止する方策だけを考へる、そうすれば、非常に高い、あるいは人件費のかさむそういったものを、一万数千の局に全部備へつていくことになるのか。そういうことには私はなら

ぬと思うんですね。やはり、ある程度の金額と、それから、ある程度の人員のいるところでなければそれを備えつけないということになると、一体、犯罪防止というのは、いまのままで防止されるのかどうか。三千万も二千万も横領事件があったようなところは、もうたいていが無集配局で、とうていそういうような高度の機械化をするのはおぼつかしいようなところで犯罪が起こっている。犯罪防止といつてみても、相当やはり私は困難な、しかも、具体性を持たせていかなければならぬのじゃないか、こういうふうな思われるわけですね。そこで、実際上の取り扱いの状態からすれば、貯金というものが持つ意義は、私は少なくとも零細貯金をする人を優遇するというたてまえもとらなければいけません、それからもう一つは、より増進しなければならぬ一つの国家的な目的も持たれているし、それからより健全化をするためには、現状ではないという一面でのいろいろな改善策も必要だし、そういうことに対して、前向きに、どういう具体性と、それから計画性を持つていけるのかという点がやはり答弁されなければいけないのじゃないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(武田功君) 一つのお尋ねの金利の問題でございますが、私もがやっております郵便貯金事業は、仰せのように、零細な資金の集まりでございます。したがって、これを確実に担保し、預かりするということのみならず、できるだけ有利にあげたい。また、国の経営でございまして、利益を全然考えずに、そういう方面に頭を垂つていかなければならぬということを平素考えております。また、現在四種ございまして貯金のそれぞれにつきましても、平素からそのことは考えておりますが、何ぶん貯金の金利の問題になりまして、これはやはり全体の金利の体系という問題がございまして、もう一つは、何ぶん国の事業でございまして、国営事業がただ一般の経済情勢その他を度外視して、そのみによって引き上げとか、あるいは引き下げとかいうことだけを

行なつていいものかどうかという大きな問題もございまして、これについて特にいまだどうするということをお願いする計画を持っておられないわけでございます。

それから防犯の点は、これはもう御指摘のように、防犯は必ずしも採算と見合ふものではございませんで、あるいは小さい局で非常に多額の事件が起こるというような事態もございしますが、いま私の考えておりますのは、やはり防犯ということのみならず、仕事を的確にやらせる、また同時に仕事の処理を合理化するというような点から、窓口の事務の機械化をはかりたいという計画を進めております。で、御案内のように、この大きな組織を持ちます事業のことでございますので、ある特殊の部分だけを機械化するというようなことはなかなか困難でございますので、私も、やはりまずならば、全体の窓口を通じてできる機械化ということを目標といたしまして、現在、ある一つの機械を試作にかつておるわけでございします。そういうわけで、防犯に関係いたしましては、採算との関係なしにやること、われわれのサービスである、こういう点から進めておるわけでありまして。

○横川正市君 そこで私は、現状の資金運用部へ預託されたそれらの利子でもってやられる範圍のことをやっておれば企業としては健全な経営なんだということでは、実はそれらの多くの要請とか要求というのは満たすに至らないのじゃないかと思ふのです。そういう点からすれば、当然いまのような預託利子の状態であれば、今度は総額がふえてくなくてはならぬ。それから、その総額がふえてくる中には、たとえば人件費について将来どうするか、それからもう一つ私は非常に残念に思うのは、一度貯金局長でも政務次官でも金を預けられて、預かっている預入あるいは引き出しをするような、そういう窓口を郵政と他の企業を比べて見てもいいのです。あんな相互銀行とか信用組合でもいいです、それとも東京都内のそういう貯金や何かを取り扱っている窓口と比べ

てみると、まず一番に違ふのは、片一方は鉄筋コンクリートで、片一方は木造ですね。建物の違ひから出てきます。それから、中へ入っていきましても、スペースの問題からこれは全然違ふ。それから、職員の待遇問題も違つてまいります。それから、待遇問題が違ひますから、被服だとか何だとか、そういうたまたまの全く違ふ。そこで、郵便貯金というのは、国の非常に強い要請というものが先に前面に出されておつて、そして仕事をしているものと思ふ。それから、一般零細な預入者というのはそれは忘れられた仕事だ、企業だというふうに見られるんじゃないかと思ふのです。それで、まあおかつ、国だからというので信用しているところに、これまた非常にいい面があるわけですが、けれども、しかし、いまのままでいいというわけには私はいかないだらうと思ふ。そうすると、おのずと、現在のワクの中ではとても解決ができない。そうすると、そのワクをどういうふうに広げていくかということでは、これはいまの局長の言われるように、ちょっとまだ解決してはおりませんと言ひながらも、やはり金利の問題も解決しなければいけないし、それから安心性の問題、国損の問題も、これもまた処理しなければいけません。それからまた同時に、資金需要がどんどんふくれ上がつてくるだらう、その面についても見ていかなければいけない。言つてみると、事業全体としては非常に大きな問題をかかえて運営されているのだと判断しなければいけないのじゃないか。だから私は、現状認識としては、非常に太平ムードに安心した企業だと見えるが、非常にたくさん問題を保持しているけれども、何か、いままでの伝統みたいなものが信用されておつて維持されておる企業である、しかも、それは国からの要請がきつめて強くて、預金者と、それから実際にその事業に携わつておる者については、きつめて冷遇された企業内容を持つていられるというふうな、そういう判断に立つものですか、これの改善策というものについては、もっと積極性があつていいんじゃないだらうか。ことに相当多額な金額を取り

扱ふ局なんかは、もう木造建てのああいふ窓口などというものは、もうそろそろ、もっと、よい戸をおろして、びしんとやれるような、そういうかっこうのものにしていく必要もあるのじゃないだらうかと、こういうふうにも思ふわけなんです。そういう改修策や何かが当然私は立てられていいのじゃないだらうか。それから、入る面を考へ、それから改善される面を考へる、その両面というのをやはり問題として持つた企業だというふうな考へていいのじゃないかと思ふのだけれども、その点は一、担当局長としてどういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(武田功君) 私どもも平素、仰せのような気持ちを持ちましてやつておるわけでございますが、何ぶん非常に大きな組織ということ、国の企業であるということから、いろいろと不如意な点がございます。確かに、御指摘のような面がございます。特に小局につきましては、何と申しても貯蓄関係の窓口が主でございますので、私も、省内におきましてその点を主唱いたしまして、この改善をはからうということをしていくの機会に言つております。ただ、昨年来、郵政審議会に対して郵政大臣から事業の近代化等についての諮問が出ておまして、その中で、近く、そういう窓口機関としての小局のあり方、あるいは近代化ということについて審議が行なわれて、いずれ答申が出ると思つておりますので、私も、またその機会に十分私どもの考え方も御相談し、答申を得た上で、さらに研究を進めたいと、こういうふう存じております。

○横川正市君 これは大臣に私は最後に一問だけ質問しておかなければいかぬのですが、政務次官、私はやはり郵政事業というものは、きつめてじみ事業だけれども、やつていられる仕事それ自体は非常に重要だと思ふのです。ところが、その重要さというものはどうかすると忘れられてしまつて、貢献する面だけは、非常に強く貢献度合いというものが国から要請される。言つてみれば、大蔵大臣と郵政大臣とは同じ大臣だけれども、新

間に出る度合いも、ラジオに引っぱり出される度合いも、これはどうも大蔵大臣のほうが多くて、郵政大臣が少くない。社会的な一つの地位の問題というの、私はそんなところの一つのものが評価されてきているのだと思うのです。だから、そういう評価をされる、第三者からの評価を高めるのにこれをどうしたいかという問題については、私は、大臣とか政務次官というの、もつと積極的にやってみてほしいと、ひいては、そのことは一番末端で働いている者が貧乏くじを引くということになるわけなんです、その点も勘案しながら、ことに貯蓄は、言ってみますと、郵政にとつていわば発動力なんです。その発動力がきわめて消極的であつて、これは発動力があまりないような郵便関係にそれを求めるといふことは、私はどうも少し無理があると思うのです。だから、やはり発動力のあるところから発動力を持つていく。これは何もなわ張り争ひじゃないけれども、正當に評価された結論というものがあつていいのじゃないかというふうに思うのです。ですから、ほんとうはきょうは、たとえば郵便外勤の人の外勤の服装の改善策もやりましたと言つても、実際にそのうちに行つて玄關先へすわつて三時間も三時間もいろいろ募集や何かのことで話をし、あるいは貯金のことで、どっちが有利か不利かというように、いわば家庭の金のことでの相談をやっている人たちの、たとえば服装の問題とか、あるいは待遇の問題とか、そういうことまで、もう少し前向きで解決していくかないと、いわゆる社会的に水準をあげていくということとはむづかしいのじゃないか。だから、そういうことも、これはもう一回問題にしてもらいたい、こういうふうには私は思うのです。

ね。これは本省貯金局直轄として経営されているわけなんです。それから、保険の場合には七局、これは保険局直轄になっているわけですが、この組織形態から見て、郵政局の一つの権限の中に本省の貯金局、保険局、貯金、保険業務を移管をして、郵政局の権限強化によって、この地方局というのはそれぞれ郵政局からの系列で業務が行なえるような、そういうことをやたらどうかという意見があるわけなんです、この点については、まあ直接には担当の局長だとは思つて、政治的には政務次官なんです、まあ大体考へ方としては、どういう考へ方を持っておられるのか、それをひとつお聞きいたしておきます。

○政府委員(服部安司君) 初めの御質問の問題は、これは非常にむづかしい問題で、確かに、御指摘の点に多々問題があつたと思つております。私も大臣とともども、さつぱらに言つて、これは非常に合わない話だ。職員が努力を重ねてこれだけの原資を集めても、全く大蔵省に持つていかれるばかりであつて、矛盾もはなはだしいうことは、これは切実に感じております。しかし、これは長年の制度の問題でありまして、実は、われわれも就任間もなく、ひとつ各国の状況を調べてみようというのを考へて手を打つてみたのですが、案外、外国は割り切つてゐるのです。集めるところは集める、これを運用する面は運用というふうです。何か手がかりをつけて、ひとつ強力にまあ大蔵當局とも折衝を進めるべきだといふ考へで、いろいろと資料の収集に努力したのでありますが、なかなか外国に求めても、先ほど言つたとおりの割り切り方で、いい材料がございませぬ。しかし、それはさておいて、その後、大臣もみづから出向いて、これを事あるたびに折衝を続けているのであります。今後ともひとつそういった面に大いに力をいたしたいという意欲に燃えておる現状でございます。

なお、そういった努力に末端の職員が報われておらぬじゃないか、また、権威の問題という点について御指摘であります、これもお説ごもつ

ともだと感じますので、大臣からお話があつたと思ひますが、まず服装の問題を思い切つて改善をはからう。いま横川委員の御指摘のとおり、大蔵省の貯蓄の、いわゆる金の運用についての御相談にあずかる、ときには数時間も要するだらうといふこともござつてもあります。そこで、四十年に、まあ十分じゃないかと言われる点があるかもしれないが、しかし、服装の問題は、これはかなり思い切つた改善をはかつたものであります。まあ大体いままでも組合側からも非常にこの問題を持ち込まれて、ひき詰めて現品を出して、ああだこうだという意見もありました。

これを省側もすなおに認めて、本年度は思い切つた改善をはかつて、これならばまずはお客と接する場合には、あまりひげ目を感じない服装であるという確信を持つております。なお、御指摘の点を十二分に参考にいたしまして、そういった線に近づくように努力を重ねてまいりたいと思ひます。

貯金の問題はちよつとむづかしいので、貯金局長のほうから答弁をいたさせます。

○政府委員(武田功君) 地方貯金局を郵政局の傘下に入れてはどうかというお尋ねでございますが、これは従来の経緯並びにその立て方を御説明申し上げますと、地方貯金局の業務を機能的に見まして、そうして発足以来、郵政局の傘下に入れて、直接本省の系統に入れているわけでございます。と申しますのは、地方貯金局の業務は、貯金原簿事務を中心としたしまして、後方におけるところの整理計算事務でございます。したがって、郵便局の窓口事務そのものとの結びつきは、その結果を集計するといふこととまじりまして、多少質が違つております。また、地方貯金局は、今度は郵便局に対する計算、監査機関としての機能も持つております。で、そういうような意味合いから、本省の貯金局の直轄機関として原簿を保管させると同時に、計算、監査をさせるといふような仕組みでできております。

ただ、最近、たとえば人事の交流の問題だと

か、そういうようなことから見まして、あるいは郵政局の傘下に入れてはどうかという意見もあるようでございしますが、私どもはよく機構問題を省内で議論いたしますときに、その点も出ております。しかしながら、現在の立て方は、必ずしもその管轄範囲を郵政局と統一しておりません。そういう関係で、やはりいまのところでは、この機能的に立てて分けました分け方でののが大体妥当ではなからうかというところでやつている次第でございます。

○横川正市君 最後に一言だけですが、総額制限をして、これは百万円に引き上げるわけなんです、この即時払いの限度が、現行据え置きといふのは、これは何か特別な理由があつたわけですか。

○政府委員(武田功君) 即時払いの限度と最高制限との関連というのは、必ずしも結びつきはございませぬけれども、まあ従来も総額制限を引き上げました際に若干手を入れております。で、この即時払いの制限は御承知のように、規則をもつてきておりまして、そもそもその趣旨は、やはり預金者の方の利益を保護するという趣旨で、間違つてよそで払われないとか、あるいは盗難にあつたとか、あるいは忘れたいかというような場合に、それをもつてどの局でも引き出せることは、預金者に不利になりますので、そういう関係で即時払いの制限をつけてゐるわけでございます。

ただ、御指摘のように、今回、最高制限額の引き上げに伴ひまして、あるいは確認払いの限度も考へるべきじゃないかということで、目下検討いたしている次第であります。

○光村基助君 大臣が忙しそうですから、大臣に先に質問をさせていただきます。

三十七年度と今度で二回最高制限額を引き上げているわけですが、この引き上げには皆さん賛成なんです。ただ、最高制限額を引き上げるといふのだから、そのつど附帯決議が出てゐるのです。大臣御承知だと思うのです。郵政省で金だけ集めさ

るわけなんです。それから、保険の場合には七局、これは保険局直轄になっているわけですが、この組織形態から見て、郵政局の一つの権限の中に本省の貯金局、保険局、貯金、保険業務を移管をして、郵政局の権限強化によって、この地方局といふのはそれぞれ郵政局からの系列で業務が行なえるような、そういうことをやたらどうかという意見があるわけなんです、この点については、まあ直接には担当の局長だとは思つて、政治的には政務次官なんです、まあ大体考へ方としては、どういう考へ方を持っておられるのか、それをひとつお聞きいたしておきます。

○政府委員(服部安司君) 初めの御質問の問題は、これは非常にむづかしい問題で、確かに、御指摘の点に多々問題があつたと思つております。私も大臣とともども、さつぱらに言つて、これは非常に合わない話だ。職員が努力を重ねてこれだけの原資を集めても、全く大蔵省に持つていかれるばかりであつて、矛盾もはなはだしいうことは、これは切実に感じております。しかし、これは長年の制度の問題でありまして、実は、われわれも就任間もなく、ひとつ各国の状況を調べてみようというのを考へて手を打つてみたのですが、案外、外国は割り切つてゐるのです。集めるところは集める、これを運用する面は運用というふうです。何か手がかりをつけて、ひとつ強力にまあ大蔵當局とも折衝を進めるべきだといふ考へで、いろいろと資料の収集に努力したのでありますが、なかなか外国に求めても、先ほど言つたとおりの割り切り方で、いい材料がございませぬ。しかし、それはさておいて、その後、大臣もみづから出向いて、これを事あるたびに折衝を続けているのであります。今後ともひとつそういった面に大いに力をいたしたいという意欲に燃えておる現状でございます。

なお、そういった努力に末端の職員が報われておらぬじゃないか、また、権威の問題という点について御指摘であります、これもお説ごもつ

ともだと感じますので、大臣からお話があつたと思ひますが、まず服装の問題を思い切つて改善をはからう。いま横川委員の御指摘のとおり、大蔵省の貯蓄の、いわゆる金の運用についての御相談にあずかる、ときには数時間も要するだらうといふこともござつてもあります。そこで、四十年に、まあ十分じゃないかと言われる点があるかもしれないが、しかし、服装の問題は、これはかなり思い切つた改善をはかつたものであります。まあ大体いままでも組合側からも非常にこの問題を持ち込まれて、ひき詰めて現品を出して、ああだこうだという意見もありました。

これを省側もすなおに認めて、本年度は思い切つた改善をはかつて、これならばまずはお客と接する場合には、あまりひげ目を感じない服装であるという確信を持つております。なお、御指摘の点を十二分に参考にいたしまして、そういった線に近づくように努力を重ねてまいりたいと思ひます。

貯金の問題はちよつとむづかしいので、貯金局長のほうから答弁をいたさせます。

○政府委員(武田功君) 地方貯金局を郵政局の傘下に入れてはどうかというお尋ねでございますが、これは従来の経緯並びにその立て方を御説明申し上げますと、地方貯金局の業務を機能的に見まして、そうして発足以来、郵政局の傘下に入れて、直接本省の系統に入れているわけでございます。と申しますのは、地方貯金局の業務は、貯金原簿事務を中心としたしまして、後方におけるところの整理計算事務でございます。したがって、郵便局の窓口事務そのものとの結びつきは、その結果を集計するといふこととまじりまして、多少質が違つております。また、地方貯金局は、今度は郵便局に対する計算、監査機関としての機能も持つております。で、そういうような意味合いから、本省の貯金局の直轄機関として原簿を保管させると同時に、計算、監査をさせるといふような仕組みでできております。

ただ、最近、たとえば人事の交流の問題だと

か、そういうようなことから見まして、あるいは郵政局の傘下に入れてはどうかという意見もあるようでございしますが、私どもはよく機構問題を省内で議論いたしますときに、その点も出ております。しかしながら、現在の立て方は、必ずしもその管轄範囲を郵政局と統一しておりません。そういう関係で、やはりいまのところでは、この機能的に立てて分けました分け方でののが大体妥当ではなからうかというところでやつている次第でございます。

○横川正市君 最後に一言だけですが、総額制限をして、これは百万円に引き上げるわけなんです、この即時払いの限度が、現行据え置きといふのは、これは何か特別な理由があつたわけですか。

○政府委員(武田功君) 即時払いの限度と最高制限との関連というのは、必ずしも結びつきはございませぬけれども、まあ従来も総額制限を引き上げました際に若干手を入れております。で、この即時払いの制限は御承知のように、規則をもつてきておりまして、そもそもその趣旨は、やはり預金者の方の利益を保護するという趣旨で、間違つてよそで払われないとか、あるいは盗難にあつたとか、あるいは忘れたいかというような場合に、それをもつてどの局でも引き出せることは、預金者に不利になりますので、そういう関係で即時払いの制限をつけてゐるわけでございます。

ただ、御指摘のように、今回、最高制限額の引き上げに伴ひまして、あるいは確認払いの限度も考へるべきじゃないかということで、目下検討いたしている次第であります。

○光村基助君 大臣が忙しそうですから、大臣に先に質問をさせていただきます。

三十七年度と今度で二回最高制限額を引き上げているわけですが、この引き上げには皆さん賛成なんです。ただ、最高制限額を引き上げるといふのだから、そのつど附帯決議が出てゐるのです。大臣御承知だと思うのです。郵政省で金だけ集めさ

して運用は大蔵省がやっているじゃないか、そういう面で、大臣、この附帯決議をお読みになっていると思うのですが、当時の大臣は、まことに「ごもつともだから善処しますで、一つも善処の災があらわれないのです。それで郵便局のほうでも非常に不満があるようなんですが、一体、その附帯決議の効力なんというものは、これは附帯決議をつけても全然意味がないものなら、今後つける必要もないのです。附帯決議というのは、やはり将来はこれを考慮してくれという意味だと思ふのです。全然政府のほうで何にも考慮しないというのはどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(徳安實藏君) 附帯決議を尊重しないのではないかと、いふようなおしかりのようでございますが、私が就任いたしましたときに、前大臣から、国会方面の強い要望等につきまして、メモをちょうだいいたしましたし、また、附帯決議等も拝見いたしましたし、おわけでありましたが、全然これは無視しているわけではございませんで、全部が全部よかつたところまではまいっておりませんけれども、その御趣旨、皆さまの決議されました大きな筋には、極力努力をいたしておるつもりでございます。この郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、これが先回の改正のときにされておりますが、そこに一、二、三とございます。これにつきましては、完全ではございません。まだまだ今後努力すべき点もあると思ひますが、一歩一歩前進しておることだけは御報告申し上げられると思ひます。その内容につきましてはどういふ点につきましても、政府委員から御答弁させていただきたいと思ひます。

○光村基助君 その前にちょっと、それは水かけ論になりますが、あなたは實際徐々にやっているとおっしゃいます、どういふことをやっておられますか。それは政府委員でけっこうです。

○国務大臣(徳安實藏君) やっておりますことをひとつ政府委員から御説明いたします。

○政府委員(武田功君) ただいま大臣から答弁されましたように、前回の三十八年の附帯決議の第一項でございますが、第一項の御趣旨は、預金者の保護についていろいろと万全の措置を講じ、こういうことでございます。当時の経緯にかんがみまして、私もいろいろ考へておりますが、現在までいたしましたようなことの第一は、預金者の権利の消滅をできるだけ防止することから、今回提案いたしております申断事由の拡大、それからその次は、利率が従来法律事項でございましたのが政令に委任されました関係で、その際に郵政審議会に諮問をするということに相なったのに関連いたしまして、郵政審議会の中に新たに為替貯金部会を設けまして、そして、そういうような問題が起こりました際に、できるだけ措置ができるようにというふうな体制をつくりました。また、三十八年度からは、通常貯金の預金者に地方貯金局から元利金額通知書を送りまして、そうして、これを持って来られますと、郵便局で通帳に利子記入をしてあげる。これは従来でございましたと、一々通帳を提出をされて初めてやりましたのが、そうじゃなしに、私どものほうから積極的に元利をお知らせして、そうして便宜をはかるというふうなことで、また、今回提案いたしておりますところの、小切手によりますところの払い渡しとか、あるいはまた、証券等の預入の範囲の拡大というふうなことで、これもこの附帯決議の御趣旨を体して実施しておると思つております。

それから第二項の点は、不時の金融を必要とする場合に処するための制度をすみやかに検討せよ、こういうことでございまして、この点につきましても、一つの方法といたしまして、たとえば、せんだつていろいろと話題になりましたいわゆる貸し付け制度と申しますか、長期性預金を担保とするところの貸し付け制度でございまして、この点につきましても、いろいろと現在まで関係当局と打ち合わせ、あるいは折衝もいたしておりますけれども、ただやはり、郵貯の財投に占めますところのウェイトの大きさというふうなところから、財投原資に与えるところの影響、またさらには、郵便局は本来貯蓄機関であつて、金融機関ではないのではなからうか。と同時に、現在の郵便局の能力で、そういう貸し付け業務といったようなことが、実施上問題があるのではなからうか。こういうような理由によりまして非常に強い反対がございまして、したがって、なかなかこの点についてまだ話し合ひがつかないというふうな事情でございまして、そこで、それならば、その間でも多少でもこういった不時の御要望に沿えるようにしようというので、たとえば定額貯金のように据え置き期間の定められた貯金におきましては、その期間内の払い戻しにつきまして、法律上はたとえば預金者の生計困難等の事由によつて特に必要のある場合と、こういったようなきびしい制限がございまして、実行にあたりましては、この附帯決議の御趣旨も体して、できるだけその裁量の範囲を広めるようにして、預金者の御要望にできるだけ応ずるというふうなことで、指導しておるわけでございます。

第三点の、制限額の引き上げは、今回提案いたしました次第でございます。

○光村基助君 御努力はわかつておりますが、いまの貯金局長の言われたことは、これは付録なんです。委員会につけた附帯決議の趣旨というのは、運用を郵政省でやれないか、貸し付け制度を設けられないかとかというのが骨なんです。これはここで議論したら長くなります。衆議院でもずいぶんやっておりますから議論はしませんからね、附帯決議の趣旨は大臣、そういうことで、ちよつと納得できません。しかし、努力はされたというところは認めましょう。じゃあ、この点はこれでやめよう。

それから三月十五日の朝日新聞ですか、によりまして、いま預金利子から税を取つておるのが五%ですか、ところが、利子課税制度が変更される一〇%になつて、郵便貯金より銀行の預金が不利になる。そこで、民間では新しい新種の銀行預金を考へているということが新聞に出ておりました。これは年利、二年もの六分三厘とかあるいは三年もの六分五厘にしようというふうな案、これは大蔵省のほうでは反対しておりますが、先ほど横川委員からの質問でも、優遇措置という面でも考えられておりますが、こういう点で、先ほどの質問にもありましたが、銀行では住宅預金なんというのをつくつて、利子が非常にいいわけですね。そうすると、一般預金を払い出して住宅預金にするという人もいるわけなんです。そういう面では、民間銀行を圧迫しろとは言ひませんが、ただ郵便貯金と銀行との競争というわけではないで、何でもまかせておけばいいじゃないかということではなくして、やはり事業なんです。ある程度新しい預金制度を考へる必要があるんじゃないかと思ふのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(徳安實藏君) これは衆議院のほうからも御質問ございまして、先ほど横川委員からのお話もございました。新しい時代に盛るべき案件もこうした案件があると思ひます。特に最近では、ほかのほうの銀行業者等が新しい定期預金、新種の定期預金というふうなものを考へておるようでございます。私どもも、性格は貯金でございますが、政府の仕事でございまして、一般金融業者としてのぎを削つて争うような処置はいかがかと考へますけれども、しかし、旧態依然たる行き方というものもありましたものでもございまして、ただいま検討をいたしております。その結論を待ちまして、いずれ御相談することができると思つております。

○光村基助君 衆議院での速記録を見てみますと、三十九年度決算見込み額に百五十億の余剰金が出るということでいふ議論されておるようですが、この事態をお聞かせ願ひたいと思ひます。そして黒字が出た場合には、それはどうお使いになるのか、その点ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

利になる。そこで、民間では新しい新種の銀行預金を考へているということが新聞に出ておりました。これは年利、二年もの六分三厘とかあるいは三年もの六分五厘にしようというふうな案、これは大蔵省のほうでは反対しておりますが、先ほど横川委員からの質問でも、優遇措置という面でも考えられておりますが、こういう点で、先ほどの質問にもありましたが、銀行では住宅預金なんというのをつくつて、利子が非常にいいわけですね。そうすると、一般預金を払い出して住宅預金にするという人もいるわけなんです。そういう面では、民間銀行を圧迫しろとは言ひませんが、ただ郵便貯金と銀行との競争というわけではないで、何でもまかせておけばいいじゃないかということではなくして、やはり事業なんです。ある程度新しい預金制度を考へる必要があるんじゃないかと思ふのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(徳安實藏君) これは衆議院のほうからも御質問ございまして、先ほど横川委員からのお話もございました。新しい時代に盛るべき案件もこうした案件があると思ひます。特に最近では、ほかのほうの銀行業者等が新しい定期預金、新種の定期預金というふうなものを考へておるようでございます。私どもも、性格は貯金でございますが、政府の仕事でございまして、一般金融業者としてのぎを削つて争うような処置はいかがかと考へますけれども、しかし、旧態依然たる行き方というものもありましたものでもございまして、ただいま検討をいたしております。その結論を待ちまして、いずれ御相談することができると思つております。

○光村基助君 衆議院での速記録を見てみますと、三十九年度決算見込み額に百五十億の余剰金が出るということでいふ議論されておるようですが、この事態をお聞かせ願ひたいと思ひます。そして黒字が出た場合には、それはどうお使いになるのか、その点ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(武田功君) 三十九年度の郵政特別会計の収支状況から申し上げますと、予算予定が、歳入で一千二百七十五億、歳出が一千九百九十億、当時、歳入の差額を八十四億と予定しておりましたけれども、三十八年度の決算の結果、三十八年度剰余金が百二十二億に相なりました。したがって、現在のところ、三十九年度の決算の見込みといたしまして、歳入の差額百四十九億五千万円、こういうふうなことを見込んでおるわけでございます。したがって、一応これを四十年度の予算の際に剰余金として立てたわけでございます。

この剰余金につきましては、御案内のとおり、現在の特別会計法からいまして、一応積み立て金という考え方で整理をするというふうになつております。なお、これは貯金事業経営上の必要がありまうときは、これを引き当てにして、そして全体の収入の中から翌年度の支出の計画を立てていきますわけでございます。ただ、御案内のように、従来は郵政特別会計は赤字でございまして、累積四百九十億近くの赤字が立っておりまして、累積四百九十億近くの赤字が立っておりまして、これを三十九年度に解消する、一応帳消しをするというふうな特別措置をお認めいただき、その結果、なお、それとあわせまして、預託利率も六分六厘五厘に引き上げてもらいまして、したがって、だんだんに好転して現在のこれだけの剰余金というふうになつたわけでございまして、かつての経営実績からかんがみ、また、今後、はたしてこういう好況が維持できるかどうかということも勘案いたしまして、この取り扱いには、十分慎重に検討の上、計画を立てなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○光村基助君 不況時代に赤字の累積は切り捨てたということは、私もよく知っているのですが、これを積み立てておきますと、大蔵省で以前に五百億切り捨てたから、これを返せというふうな場合が私は生ずると思う。その懸念はないのですか。

○政府委員(武田功君) 現在までの両省との間の中には、そういうことは全然出ておりません。私も今後、やはり事業経営の実態をよく説明し、かつまた、私も、今後長期の事業の近代化をはかるいろいろと計画も目下進めておりますので、そういう点もよく承知してもらつてやっていきたい、こう考えております。

○光村基助君 そこで、大臣、今年度だけでも百四十九億五千万円、百五十億という黒字になるわけですね。そうすると、このまゝいけば、やはり来年度はもっと黒字になると思うのです。また、こういう黒字を積み立てておいて、大蔵省から返せと言われる危険もありますので、先ほど言いましたように、新しい預金制度といふですか、それより、銀行利子よりうんと安いのですから、郵便貯金の利子を一厘でも引き上げるといふことは考えられませんか。そして一厘引き上げた場合に、大体どのくらいの額になりますか。ちょっと目の予算でけっこうですか……。

○国務大臣(徳安實藏君) 金が余つたら大蔵省は返せ、あるいは、それは帳消しにして、そちらの金をこつちによせというふうな危険があるんじゃないかという主張でございまして、こつちの百四十億、百五十億に近いものは、これは累積でございまして、こつちだけに消したものでございせん。累積して、ようやくそれだけの黒字が回つたというわけでありまして、過去において五百億近いものが帳消しになつておるといふ関係もございまして、もう絶対赤字は今後出ないのだという見通しははっきりいたしまして、毎年黒字が出る場合には、それはどんどん始末してもいいという考え方も起きますが、何しろ、ついで、せんだつて、五百億を帳消しにしたのでありますから、多少不安等もございまして、もう少しちよつと模様を見てきてもいいのじやなからうかというので、本年はこれに手をつけなくてそのまゝにしたわけでございまして、

で、おそらく大蔵省でそうした問題に食指を動かすのじやないかという御懸念もございましてと思

いますが、しかし、大蔵省もこのごろは郵政事業に對しましては、相當に深い理解を持つておりまして、郵政省のほうのある程度意見も謙虚な気持ちで聞き入れてくれるように思ひますから、さうな心配はないだろうと私は考えております。また、あつてもならぬと思ひます。しかし、収入、支出が平準化したしまして、そういう赤字が全然出ることはないということが十分見通しがつきまして安定いたしましたら、こうした問題については、すみやかに検討を加へまして、そういう懸念のないような予算を組むべきであらうと、かように考えております。

それから、ただいま一厘引き上げたらどうだといふことでございまして、私どものほうでも、そういう要望もほかにもございまして、ただいまのような委員からのお話もございまして、大体調べてみますと、一厘上げますと、約二十三、四億圓くらいかかるのでございまして、これは全体の金利との関係もございまして、非常に関係するところが大きいものでありますから、そうした数字を基礎にして検討をいたしておりますから、どうぞ、しばらくひとつ、こういう問題は検討の結果をお待ちをいたしたいと思ひます。

○光村基助君 きょうの総理大臣と民間の人との対談でも、土地が高くて家が買えないのだといううな話も出ておるのです。土地の話……余談になりますが、土地が高いというところは、政府でも心配しておるようですが、私は、郵便貯金でも、銀行預金でも、もっと利子上げるといふぶん違ふと思うのです。会社預金というものがあつたんですね、最近、山陽製鋼では、つづれまじしたけれども、大体最高一割三分から最低一割くらいです。銀行から金を借りるより一割の利子を出してやつても引き合ふのです。そういう時代に、郵便貯金の利子というものが、三分九厘ですか、そんなに安い利子で預かっているのです。それより一厘上げて二十億というのだったら、何十億も黒字になるのだったら、二厘や三厘上げられるわけなんです。そういう面でも……これもここで議論し

ようとは思ひませんが、ひとつ物価安定という意味からも、銀行預金でも郵便貯金の利子でもよくなれば、むだづかいするよりも、そのほうに回さうかというのが人間の心理ですから、ただ考慮する、考慮すると言ふのではなくて、大臣になれば、政治家のこれは最高峰ですから、何か一つ、あなたも大臣の時代に、郵便貯金の利子を引き上げて大衆のためにはかつたのだといううな、一つ大きな仕事を残す意味で、調査研究しますじやなくて、ひとつ考えていただきたいと思うのです、が、どうでしょうか。

○国務大臣(徳安實藏君) 先ほども申し上げましたような状態でございまして、これは大蔵省の関係もございまして、各金融機関との関係もございまして、私だけで独走のできない重大な問題でございまして、政府の一貫したやはり方針もございまして、そうした希望等も参酌しながら、慎重に研究をいたしておりますから、この点も、私がここでどうします、こうしますといふことを言うことは、あまり各方面に影響する問題でございまして、検討しておるということだけでひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○光村基助君 それから睡眠預金というのですか、何というのですか、あれが衆議院でも問題になつていたようですが、三十七年度の睡眠預金の件数と金額と、何でも、今度あなたの方で衆議院で答弁されているのは違ふようですが、睡眠の中には、関東大震災のものもある、それから戦災のものもある、もう一つは、その戦災とかそういうものによらない睡眠があると思ふのですが、違つていませんか。そうすると、今日大体どのくらいになつていますか、関東大震災、戦災、普通の睡眠と分けて。

○政府委員(武田功君) 現在、たとえば通常をとつてみますと、通常の一億二千万口座の中で、私どもが整理上睡眠と申しておりますのは、六千八百萬口座でございまして、金額にいたしますと四百四十億圓、これが一応三十九年三月末で予定いたしました口座数でございまして。

○光村基助君 三十七年度のと違うのですよ、今度あなたのほうで発表されたのと。それはどうでもよろしい、あなたのほうでもいまわからなければ。私の言いたいのは、関東大震災のときの原簿をしまつておいて、まだそのときの預金があるとか、あるいは二十年前の震災の原簿をしまつていて、その金がまだたくさんあるとかいうことは、ちょっとわれわれには考えられないのですよ。貯金局でもたいへんだと思うのですね。この問題は、ここにおられる鈴木委員からも、何とか早く整理する方法はないかというお話があったし、そして、あるいは新聞広告を出すとか、NHKで、こういうものが、あるからといって一般に周知徹底をして、なるべくこういう問題を早く解決したほうがいいんじゃないかという問題を早く解決したほうもあったのですが、その後、やはりそういう質問の趣旨も生かされずに、関東大震災といつたら何年ですか、もういまから四十年くらいでしょう。そのときの原簿を置いておいて、そのときの金が、まだ貯金があるということは、どうしても納得できないのですよ。これは事務当局でけっこうです。

○政府委員(武田功君) ただいまお尋ねの、関東大震災のときの貯金でございますが、これは当時罹災口座は六百十五万口座と推定されております。で、御案内のように、この震災貯金として整理いたしておりますものは、当時、原簿も焼け、また通帳も焼けた、こういったようなものを震災貯金として整理してございまして、貯金局の整理の実情を申し上げますと、震災貯金という口座を一つつくりまして、それに口座数と金額だけを書いた整理でございます。これは東京貯金局で所管しております。で、その後、いろいろとお申し出によつてどんどん復旧をいたしました結果、ただいまのところは、残っておりますのが百四十三万口座、四百六十三万口座、こういう額で、一口当たり三円でございしますが、帳簿上の整理でやつておりまして、貯金局の扱いといたしますと、ただ毎年これに利子を記入していくという手続だけでございします。ただ、御指摘のように、もう相当年月が

たつておりまして、大抵三十二年ころまでは、それでもやはり、どこかに当時避難していかれた方がたまたま出てきたというようなことで、たまに復旧の申し出がございまして、ただ三十二年まででございまして、それ以降は一件も復旧の申し出がございしません。したがって、これはこういう震災関係でございまして、現行法の二十九条を直ちに適用するわけにはいきません。したがって、確かに、御指摘のように、何らかの公示催告をするとかいったような方法を使わなければなりません。私も、いろいろ御指摘もあり、また、大臣からも御指示がございまして、この処理方を急がなければならぬ、こう考えておりますが、ただ、何ぶん国民のお持ちになつての権利でございまして、何年ぐらいいが妥当であろうかというところは非常に問題がございします。したがって、よく検討いたしますが、事務当局といまして、よく検討いたしますが、事務当局といふことは、大臣の御指示もございしますので、今度はできるだけ早急に処理方を関係当局に折衝を始めた、こう考えております。

○国務大臣(徳安實藏君) ちょっと私からも。ただいまの関東大震災等に対します貯金のあとと始末でございしますが、実は私は全く知りませんで、ほんとうに先般、委員会で聞きまして初めて知つたような状態である。そこで、事務当局に聞きまして、法制局が反対しておつてなかなかうまくいかないのだという話がございしますので、そんなばかなことはしないだろうということで、すぐ大蔵大臣に会つて話をしましたら、いやそんなことがあつたのか、こんなばかな話はないということをやつておりました。総理も言つておりますが、しかし、法制局が反対してなかなか話がきまらないと言つておられるが、法制局長官どうだという話をしましたら、いやそんなことございせん、私も帰つてさつそく話を通しましょうということになりました。そこで私は、きわめて重大ではあります、しかし、四十何年たつてゐることでございますから、もう委員会でもよいよいお話になつてい

ることでありまして、わが党で通信部に会にもかけまして、そうして意見が一致しますれば、社会党のほうでももうそれは早くやれよという御意見ですから、あまりめんどろなことをやらせて、今度のこの改正にあたりまして、何条か加えて、そうして処理したらどうだというお話もございしましたが、いろいろな閣議等の関係もございしますし、通信部会やその他の関係もございまして、どうも一旦、二日のうちには困難だということ、どうも一、二日のうちには困難だということ、これは、やはり単独法でなければあるいはいけぬだろうという説も非常に部内にございしますから、次の国会には、必ず私どもの党の方針もきめてもらひまして、そうして、これは一致した意見でございしますから、私も、改正は困難でないと思ひますから、次の国会では劈頭に出して解決するようにいたしたいと思います。

○光村基助君 ぜひそうやっていただきたいと思ひます。それから、犯罪のことで、さつき横川委員からもお聞きになつたのですが、貯金犯罪というものは非常に多いし、額も大きいのです。この間も新聞に出ておりましたが、おばあさんが貯金通帳を盗まれて郵便局で金を取つた、本人は知らなかつたが、監察の調査でそれが問題になつたといつて出ておりましたが、その場合には、どこの損害なんですか。盗まれたおばあさんが郵便局へ取りに行つたのじゃないのです。どろぼうが取りに行つて引き出したのですが、そういう場合の損害はだれが……。

○政府委員(武田功君) ただいまのお尋ねの事件、申しわけございませんが、私、事情を聞いておりませんので、お答えいたしかねますが、たまたま盗難にあつた通帳でございしても、印鑑照合、また、あるいは本人であるということのいろいろと確認方法は講じますけれども、正規に払い出したものでありますと、損害賠償ということとはできないたてまえになつております。

○光村基助君 あまりこれを制限をきびしくやられると困ることもあります。それは、主人のやつを女房が取りに行った場合に出せない。しかし、六十幾つのおばあさんの預金通帳を若い人が取りに行つて、これは完全にどろぼうであつたので、それは私は、郵便局は確かめる必要があると思ひます。その場合に、そのおばあさんに、郵便局は責任ないのだ、おまえが盗まれたからばかじゃないかということと、片づけられないと思ひます。本人でなければ払えないという規則になつてゐるのですか。

○政府委員(武田功君) 現在の取り扱ひは、防犯の上から非常にきびしくやつております。ときには、あまり窓口の扱いがきつ過ぎるという御非難まであるくらいでございします。ただいま先生の御指摘のような事件も、私も間々聞きます。まことに御気の毒だとは思ひますけれども、いまの扱ひでは、その当時いろいろと窓口で質問したり、あるいは、ときには身分証明書等も提出したくとかいふこともありますが、かりにそれがなしに払い出してしまひますと、弁済方法はないと、結局、犯人から取り立てるといふことに相なると思ひます。

○光村基助君 貯金の犯罪は、大臣、特定局に多いのです。局長が三千万使い込んだり、あるいは局長の姉さんが千八百万使い込んだり、あるいは、大臣よくお聞きだと思ひます。それで、この犯罪を防止する上から、いつか大臣が新聞発表されたと思ひますが、特定局長とか特定局員の転勤制度、こういうものを実施すれば、この犯罪もだいぶ防げると思ひます。この点どうお考えになりますか。

○国務大臣(徳安實藏君) 特定局と犯罪の関係につきましては、私も数字をとりまして調べているのですけれども、いまお話しのようなぐあひに私は断定しかねる点もあると思ひます。数字の上におきましては、これはあとから資料等も見たいと思いますが、やはりよどみがあることが、活発な活

動あるいは精神作興のできない原因もあるかもしれませんが、そういう点につきましては、今後十分検討いたしまして、そういうことのないように努力いたします。

○光村基助君 最近、簡易郵便局というのが全国にたくさんできまして、取り扱い件数によって手当が出ていますようですが、簡易郵便局に、村の部落の人に頼んで回って郵便貯金をしてもらい、自分の手当をよけいもらう、今度、手当をもらって済んでしまえばまた引き出す、そういうようなことをしますと、地方貯金局の手数というものは非常にに繁雑だと思ふのです。こういう点に貯金局の指導方法、その面では貯金局に対する定員の増というようなことは、どういう取り扱いをされておりますか。

○政府委員(武田功君) 数多い中でございますので、ために、そういうようなことがある、いわゆる手当かせぎと申しますか、そういう少額の預入をして、そしてまたすぐ払い出すというようなことが間々あるように私も聞いております。それはやはり貯金事業全体といたしましても、非常に不健全になりやすいことでございますし、私どもは現場に対して、いつでもやはり確実な募集ということをやらしておりますので、それを防がなければならぬ、こうことでございます。これは貯金全局面より監察局ですぐわかります。したがいましで、そういうたようないわゆる不良局につきましては、受け持ちの集配局がございしますので、その局から郵政局にも報告をとるようになっております。また、当該不良局に対しては、その報告に基づいて文書で注意をする、また、さらに監察にも連絡いたしましたして、考査の際等の指導を依頼しておりますが、極端な、そういうようなことをやりますところは、私どものほうは貯金関係業務の扱いをやめてもらう、こういうふうと考えております。

○光村甚助君 それから今度、定期継続振替制度というものができるといふことを聞いたのですが、これは事業者側の意向も一ぺん打診されました。

か、NHKあたりはだいぶこれに反対しているようです。

それともう一つは、私が利用しているのは、銀行に一定の金を入れておいて、ガス、水道あるいは電気代というものを銀行に取りに行く、そうして、その領収書が預金者のほうへ回ってくるということになっております。そうすると、郵便局の継続振替制度というのは、電気料金がいつてきたら、郵便局へ、これは幾ら払い出してくれ、あるいはガス料金がいつてきたら、幾ら払い出してくれと、こう言っておくのか。前もって幾らでも、これはたとえば光村の請求書は郵便局へ行つて振替から取ってくれというのか、ちょっとわからないのですが、その点をちょっとお聞かせ願いたいのです。

○政府委員(武田功君) この制度を今回企画いたしますにあたりまして、私どものほうも、各いろいろな事業者の、いわゆる大手筋の方の意見を求めています。そのうち、中にはぜひこれができたら利用しようというところもたまにご、ございます。NHK関係も現在、御承知のような集金方法をとっておりますので、できたら補完的な形においてこれを使ってもいいという気持を持っていることを私どもは聞いておりますが、いまのところは、直ちにこれを使うという御希望はございません。

それから第二点の、やり方でございますが、簡単に申し上げますと、料金を払う方が口座を持ちまして、そうしてあらかじめ何がしかのやはり金を入れておいていただいて、そうして今度は事業者のほうから直接貯金局に向けて、たとえばAの方の口座から今月分幾ら振り替えてくれ、こういう通知が参ります。そうしますと、貯金局が自動的にその口座から事業者の口座に振り替えまして、そうして振り替えました額を貯金局が事業者並びにその口座の加入者にお知らせをする、こういう組織でございます。

○光村基助君 皆さんそわそわしておられるようだから、あまり質問すると——また、くしの歯が抜

けたのですが、簡単にいたしますと、これも衆議院でも問題になったようですが、定額ですと、百円、五百円、千円とあるようですが、あれは定額預金証書を通つくるのに、どのくらいかかるのですか。

それから、貯金も最低が十円だということですが、貯金通帳一冊つくるのに、どのくらいかかるのか。それよりか、十円貯金というようなことじゃなくて、いまごろ十円ずつ貯金するという人はおそらくないと思うのです。これは小学校の生徒なら別ですよ。それで昔は、私たちが子供の時に切手貯金というものがあったのですが、ある分に切手を張ると、それを今郵便局へ持って行くと、貯金通帳に記入してくれるという制度があった。これを一ぺん一ぺん十円ずつ郵便局へ持って行って貯金するというよりか、十円切手を百円なら百円張った場合に、それを郵便局へ持って行って初めてそれぞれの貯金を記入するということ。これは考えられないですか。

百円の定額証書とか十円の貯金ということになれば、郵便局も複雑だし、経費の面からでもいいへんだと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(武田功君) 一冊つくるのにどのくらいい全体的な経費がかかるかというコストの問題は、ちょっとその資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが、お答え申し上げ

かねますけれども、ただ仰せのように、一件附たりの額なり、あるいは法定預入金額というものが、小さいことは確かでございます。ただこの点は、お説のように、一件は百円、千円以上とかいうふうにするのも一つかと思いますが、やはり郵便貯金の大衆性ということ、もう一つは、いろいろこまかい端数を入金する、あるいは振り替えて、たとえば元利金を取りましたときのこまかい端数のつきました金でもって今度は定額を組ませるといふような、いわゆる合併とか、あるいは振替とかいう振替預入とかということがございますので、そういう際に便利のために現在残してあるわけでございます。

○光村基助君　最後に大臣にお聞きしておきますが、この十五日の日経の夕刊ですが、いまの簡易保険が一定額の限度で運用している金を大蔵省が全部取り上げるのだというようなことが、そういう趣旨のことが日経に出ておりました。これはゆゆしき問題だと思のうです。かえって、われわれとしては、いま貯金の運用もある程度郵政省でやつたらいいじゃないかと考えているときに、大蔵省が現在郵政省でやっている保険の運用まで取り上げるのだということは、これはけしからぬ話だと思のうのですが、その実体をつかんでおられますか、もしもそういうことがありましたら、大臣はどういう措置をとられようとしていますか。お聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(德安寶藏君)

出ましたので、私ども驚いたわけでございますが、これはどこから、だれの手から出たのか、私どももつかんでおりません。ただ、大蔵省にこういう考え方があられるらしいという抽象的な記事のようでございます。私どもとしましては、そんなことはもう絶対に、向こうで何と言いましても、できるはずがない。むしろ、今日以上に私どもはこの運用面につきまして郵政省の発言権を強くしようということこそ、考えておりますが、縮められるようなことは断じて考えておりませんから、私どもも、そういうときには徹底的に努力いたしまして、さような策に乗らないように、いまから十分注意をいたしておきたいと思ひます。

○委員長(占部秀男君)　ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長（占部秀男君） 速記をつけてください。

○鈴木強君 いま光村委員から附帯決議に対するいろいろなお伺いがありました。私もぜひぶんの前具體的にお伺いして、対策を立てていただいたのです。一部は非常に御苦勞していただいて、ありがとうございます。ただ、睡眠貯金の四百十億という御報告がありました。これは関東大震災当時のものは睡眠貯金に入っておりませんが、そのほか、二十九条による時効消滅の分は当

然国庫に入ると思ふのです。ですから、まあ二十一年か二十二年――資料がありましたら、今日まで、一体、国庫に時効消滅して入っているのはどのくらいあるか。前回の法律改正のときに、そういったことの私の質問に対して御答弁いただいたのがあると思ひますから。それから多少なりとも時効消滅が皆さんの努力で減っているかどうか。いろいろ周知も、新聞で出すだけで何千万円かかるわけですね。なかなか全国で新聞に出すのもたいへんだということも、局長が私のところに来て説明しました。二千万円もかかるからたいへんだ。だから、窓口のほうに、できるだけ周知をして、自分の貯金通帳がどっかにしまひ隠されて、これだけあるから、早く引き出しをもう一回改めてくださいというふうな、ひとつPRをやつて、できるだけ時効消滅がないようにするということをお願いしておたのですが、そういう意味で、ひとつ国庫に納入した額について、資料でけっこうですから、全部で幾らか、そのうち、最近の計数がどういふふう動いているか、その辺の資料を知らせていただきたい。それだけをお願いいたします。

○委員長(占部秀男君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(占部秀男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案に対する討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。(なし)と呼ぶ者あり

別に御意見もないようでございますから、両案に対する討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(占部秀男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(占部秀男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(占部秀男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条の規定により議長に提出すべき両案の報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(占部秀男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十七分散会

昭和四十年三月二十五日印刷

昭和四十年三月二十六日発行

通信委員会會議録第七号中正誤
ページ 段 行 誤 正
三三三 われわの
九一二 右と 右か
われわの

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局